

やいづ健幸応援団ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 本要領は、焼津市が推進するやいづ健幸応援団の活動において、やいづ健幸応援団ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を適正に使用するため、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用基準)

第2条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの色、形状、書体、縦横比を変更しないこと。
- (2) ロゴマークの周囲には、文字やほかの図形から十分な余白を確保すること。
- (3) 背景とのコントラストに留意し、ロゴが視認しにくくなるような使用（同系色の背景、柄物の背景など）を避けること。
- (4) ロゴマークの一部を切り出して使用しないこと。
- (5) ロゴマークに影や縁取りなどの装飾を加えないこと。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する著作権、商標権その他関連する知的財産権は、焼津市に帰属する。

(使用の範囲)

第4条 ロゴマークは、やいづ健幸応援団に登録された法人、団体及び個人事業主（以下「登録者」という。）が本要綱に従って使用することができる。

(使用条件)

第5条 ロゴマークの使用については、次の各号に該当してはならない。

- (1) 焼津市又はやいづ健幸応援団の信用を害し、又はその趣旨に反すること。
- (2) 法令、公序良俗または社会通念に反すること。
- (3) 他のマークと混同されること、又は独自の商標若しくはブランドロゴと誤認されること。

(使用の停止)

第6条 焼津市は、登録者が前条に違反したとき、又はロゴマークの使用が不適切であり、焼津市の信用又はやいづ健幸応援団の趣旨を害するおそれがあると認めるときは、当該団体に対し、ロゴマークの使用を停止するよう求めることができる。

(免責)

第7条 ロゴマークの使用により登録者が第三者に損害を与えた場合、又は前条に基づき使用停止を求めたことにより登録者に損害が生じた場合、焼津市はその責任を負わない。

(その他)

第8条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。